

第 471 回岩手県青少年環境浄化審議会議事録

1 日 時

令和 3 年 11 月 9 日 (火) 13 時 30 分～15 時 00 分

2 場 所

いわて若者カフェ (岩手県公会堂地下)

3 出席者

(1) 委員 (6 名)

遠藤 隆	会長
五十嵐 のぶ代	委員
齊藤 謙	委員
佐藤 千代子	委員
杉本 貴宏	委員
鈴木 雅雄	委員

(2) 県側 (3 名)

若者女性協働推進室

特命参事兼青少年・男女共同参画課長	前田 敬之
主任主査	佐藤 和行
主 事	本山 博仁

4 会議の概要

(1) 開 会

佐藤主任主査の司会により開会。新任委員 (佐藤千代子委員) を紹介。

(2) 審議会成立

事務局から、6 名の委員が出席したことにより、青少年のための環境浄化に関する条例第 23 条第 2 項の規定 (委員の半数以上の出席) に基づき、審議会成立を報告。

(3) 議事録署名人の指名

議事録署名人は会長のほかに、会長が齊藤委員を指名。

(4) 議事 (要旨)

【事務局】

条例第 10 条第 1 項に基づく「青少年に不健全な図書類の指定」の適否について、知事の諮問事項 (図書類 4 冊) を説明。

— 各委員審査 —

【齋藤委員】

全冊指定をお願いします。

1 番については犯罪に使えるようなカメラや盗聴器の紹介など、青少年の犯罪を誘発するような内容となっていました。

2 番と 4 番については性の描写というのが卑劣であり、青少年の性的感情を刺激する内容でした。

3 番は、ヤクザや暴力を賛美するような中身が見つかりましたので、個別指定をお願いします。

【杉本委員】

全冊指定をお願いします。

1 番、裏グッズ紹介する内容で悪用厳禁と書きつつ、犯罪を誘発するような表紙であり、青少年の興味をひくような記載となっていました。内容としては、暗視スコープ、壁から中の部屋の音が聞けるマイク、スネークカメラ、スタンガン、警棒など、青少年に刺激が強い物でありました。その中でも、金属加工キットというものがありまして、おそらく、粘土で型を取り铸造するものかと思われるのですが、あれはおそらく合鍵も押し付けば作れてしまうという物だと思うので、青少年に犯罪を誘発する内容だと思いました。

2 番、4 番ナックルズですが、こちらはほぼ似たような内容ですけども、いつでもあるような芸能人の写真を集めて性的な目で見るという、女性蔑視の強いひどい内容であり、青少年の性的感情を刺激するものでした。あと気になったのが、この 2 冊の内容が不倫のことが多く取り上げられていまして、青少年の興味をそそるように記事が掲載されていたので、青少年にふさわしくない内容となっていました。

ナックルズ GOLD ですけれども、薬物に関するマンガが何ページか載っていまして、内容的には否定はしているように見えますが、薬物に興味を持たせるように誘導するような内容でしたので、こちらも青少年にふさわしくないものでした。

3 番ですけれども、こちらは雑誌の半分くらいのページを使って、伝説のヤクザやヤクザが国を救った、必要悪だったと肯定する内容や、ヤクザや暴力を英雄視するような内容となっていたため、個別指定に該当すると判断しました。全冊指定をお願いします。以上です。

【鈴木委員】

全冊指定をお願いします。

1 つ目は杉本委員もおっしゃったように、裏アプリの使用やスパイグッズを使用して盗撮ができるような記載があり、青少年の犯罪への感情を刺激するような表現が多くありました。

2番と4番については、ほぼ同じような感じでしたが芸能人を持ち上げた記事を取り扱い、全体的に性的描写が多く青少年が興味を持つような雑誌であるといえます。

3番目については、あたかもヤクザが国を救ったというような記事ですけれども、暴力を容認してそれを賛美するような表現が多く記載がありました。以上でございます。

【佐藤委員】

初めてのため、ポイントがなかなか絞れず申し訳ございませんが、皆さんがおっしゃった様に指定された方がいいのかなと感じました。

1番については審査基準の3番にあるように、犯罪の誘発ということで大変青少年に悪影響のある内容だと感じました。

2番、4番については皆さんおっしゃった通りで、なかなか刺激的で、すぐ目に訴えやすく青少年の性的感情を誘発するおそれがあると感じました。

3番については、ポイントが難しかったのですが、ヤクザを取り上げているということ自体が、良くないのかなと感じました。

【遠藤会長】

審査基準の3の3に「暴力団、暴走族等の反社会的団体や人を容認し、又は英雄視するような表現、描写をしているもの」となっているため、明確に該当する内容かと思えます。

全冊指定ということによろしいですか。

【佐藤委員】

はい。

【五十嵐委員】

全冊指定をお願いします。

1番の雑誌は、杉本委員もおっしゃっていましたが、表紙から犯罪を誘発するような内容になっていて、盗撮のカメラやスタンガンの記事が書いてありますが、皆さんご存じのとおり、いじめにもこのような物が実際に使われている事件が起きています。

アダルトグッズの記事も載っていましたが、やはりまだ分別のつかない青少年がこのような裏グッズの記事を見ると衝動にかられて犯罪に使うというケースが多々出てくると思えます。

簡単に扱えるように紹介しているので、青少年が真似しやすい内容となっている雑誌だと思います。

2番のナックルズですが、包括指定にしてもいいと思う程のどこからがわいせつなのか分からないほど当たり前のように記事を掲載しているので、こ

の雑誌そのものが青少年には健全ではない雑誌だと思います。

3番の雑誌は、皆さんおっしゃる通り、過去の犯罪やヤクザを肯定するような内容ですので、このような雑誌を手にとって青少年が見るとどうしても大人の事を真似したくなる傾向があり、最近も模倣犯ということで電車の事件などが数多く放送されていますが、若い子供達であれば、このようなことを自分たちもやっていいと捉えてしまいかねないような内容になっていると思います。

4番は当然わいせつな記事が主流ではありますが、芸能人に対する信憑性の低くからかう様な記事がいつもの様に載っていて、性的描写も多くあり、青少年の健全な育成を阻害する内容となっていました。

そして、私が一番看過しがたいと思ったのは、最後の方の記事に福島震災後の今の様子ということで、地域の人たちを馬鹿にするような内容の記事になっていて、このようなことは雑誌という媒体に対して載せるべきではないと思います。本当に暮らしている人たち、あるいは震災の被害に遭った人たちがどれだけ悲しむ苦しむ内容であり、復興を頑張ろうと思っている人達が気分を害するものであり、そしてそこで暮らす子供達もいるわけですから、こういった記事は載せるべきではないですし、子供達あるいは大人にも目にして欲しくない様な内容になっていると思いました。

以上です。

【遠藤会長】

皆さん全冊指定ということで、私も全冊指定でお願いします。

事務局の皆様には非常に多岐にわたり色々な問題提起ができるような雑誌を選んでいただき、皆さんのご意見が活発になる良いきっかけになったと感謝しております。

これは感想に過ぎませんが、以上、審議会としましては全冊指定ということで答申させていただきます。

(5) その他

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

インターネット利用の日常化、低年齢化が進む中、スマートフォン等を通じた児童ポルノ自撮り被害が問題となっています。

これは、子どもの判断能力が未成熟であることに付け込み、SNS等を通じて裸の画像などを送るよう要求し、子どもがこれに応じて撮影し、送信した画像を、いわゆる児童ポルノとして所持したり売買したりする、きわめて悪質な行為によるものです。

本県においても、少数ではありますが、自撮り被害及び不安を感じている青少年・保護者からの相談が寄せられている状況にあります。

県では、これまでも、スマホ・SNSとの適切な付き合い方などをテーマに、

情報メディアリテラシーに関する講習会を開催するとともに、携帯電話販売店等に対するフィルタリング設定等の要請をするなど、被害防止に向けた普及啓発に取り組んできました。

一方で、全国的に多くの都道府県条例で児童ポルノの提供を求める行為を禁止する規定を設けていることから、本県でも条例を改正し、同様の禁止規定と罰則規定を設ける方向で検討を進めてきました。

罰則を伴う内容のため関係部局との間で慎重に検討を進めているところであり、この場でお示しできず申し訳ありません。

現在、条文の内容及び議会提案時期等について最後の詰めを行っているところであり、調整が済み次第、県民から広く意見をいただくため、庁内部局との調整が整い次第、パブリック・コメントを実施する予定です。

委員の皆様にも改めて資料をお送りさせていただき予定です。その際で結構ですので、条例改正案に対するご意見等を頂戴できれば幸いです。

様々な取組を通じて、社会全体で悪質な行為を防止するとともに、被害発生を未然に防止し、本県の青少年を健全に育成する環境の保持を図ってまいります。

【遠藤会長】

例えば成人が、未成年に対し規制行為をしてしまうと、それ自体が条例違反になってくると思いますが、そのような自撮りみたいなものは今のところ罰則規定は条例と法律では何もないものですか。

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

児童ポルノの所持、製造行為については、児童買春並びに児童ポルノ禁止法の中で禁止されておりますが、大人が子供に対してこういうのを送ってくれと要求するという自体は法律等による制限規定はございません。

数年前に児童ポルノ禁止法の改正がされておりますけれども、今回は要求するという自体をシャットアウトしようとするものであり、犯罪に繋がりがねない自撮りを送信するという行為を食い止める目的から全国でも多くの県でそうした規定を設けているというところです。

【遠藤会長】

岩手県ではまだ条例に規定されていない？

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

岩手県にはないです。

【遠藤会長】

それを目指していくということですね。

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

はい。

【杉本委員】

ユーチューブで例えばショートという1分程度の動画がありますが、そういうので薄着で踊ったりしているのを、本人が上げている動画があるようですが、そのようなものに対して県で規制するようなものはないですか。

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

今のところは県条例を根拠とした規制はできないと思いますが、児童ポルノ禁止法の中で細かくどういう児童ポルノとはどういう物かという定義があり、それを公衆にアップロードするような行為は、法の規制対象になると思われま

す。一方、現在の条例の規定の中に、青少年にわいせつな行為をさせることは禁止するとなっています。

これまでの判例、解釈による経緯もありまして、わいせつな行為が、どういう行為が当たるのかは、かなり限定的に解釈をして運用するというのが、この法律の世界でございます。

条例違反に該当するかどうかは捜査機関の方でも慎重に判断することになります。例えば、かなり過激でこれは誰が見てもわいせつだとなれば、規制対象になるということになります。

【杉本委員】

顔出ししていることもあるので、特定されて犯罪に繋がる可能性もあるのかなというところで、気になったしだいでした。

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

拡散されることが犯罪の端緒になり得るという意味では危ないところだと思います。

【遠藤会長】

本人自体の行為であれば補導などがあると思いますが、子供が大人に送って、大人がそれを拡散したりした場合に、子供が自分で上げてしまっているようなケースだとなかなか難しいですね。

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

そういうケースは法律で禁止ですが、処罰年齢対象、例えば14歳の子供を処罰するかどうかというのはまた別の話になります。

【杉本委員】

反響が嬉しくなってしまうと、その繰り返しになっているケースがあると思います。

【遠藤会長】

教育の世界なのかどうなのか、難しいですね。

【鈴木委員】

ユーチューブはお金になるので、自ら提供するという形でエキサイトしていくような感じもします。

【前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長】

パブリック・コメントを開始した時にはできるだけ広く様々な御意見を頂戴したいと思っておりますので、その際には関係各所に対して周知いただければ大変有り難いと思っております。

(6) 閉会

次回の開催予定は、令和4年1月14日（金）に開催予定として、詳細は後日連絡する旨説明。

審議会委員署名

会長 _____

委員 _____